

東京学芸大学附属世田谷小学校校則の一部改正について

改正理由：法律改正に伴い、入学定員を40人から35人に減ずること、及び学習指導要領等の改正に伴い授業日数の確保を図るため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行												
<p>〔省略〕</p> <p>(定員及び学級数)</p> <p>第2条 児童定員及び学級数は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>入学定員</td> <td><u>105人</u></td> </tr> <tr> <td>総定員</td> <td><u>630人</u></td> </tr> <tr> <td>総学級数</td> <td>18学級</td> </tr> </table> <p>〔省略〕</p> <p>(休業日)</p> <p>第8条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p><u>(3) 開校記念日 3月10日</u></p> <p><u>(4) 夏季休業日として校長が定める日</u></p> <p><u>(5) 冬季休業日として校長が定める日</u></p> <p><u>(6) 春季休業日として校長が定める日</u></p> <p>2 校長は、前項に規定するもののほか、教育上必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この校則は、平成24年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 平成24年度から平成28年度までの児童の総定員は、第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</u></p>	入学定員	<u>105人</u>	総定員	<u>630人</u>	総学級数	18学級	<p>〔省略〕，</p> <p>(定員及び学級数)</p> <p>第2条 児童定員及び学級数は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>入学定員</td> <td><u>120人</u></td> </tr> <tr> <td>総定員</td> <td><u>720人</u></td> </tr> <tr> <td>総学級数</td> <td>18学級</td> </tr> </table> <p>〔省略〕</p> <p>(休業日)</p> <p>第8条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p><u>(3) 東京学芸大学創立記念日 5月31日</u></p> <p><u>(4) 開校記念日 3月10日</u></p> <p><u>(5) 都民の日条例（昭和27年東京都条例第75号）に規定する日 10月1日</u></p> <p><u>(6) 夏季休業日として校長が定める日</u></p> <p><u>(7) 冬季休業日として校長が定める日</u></p> <p><u>(8) 春季休業日として校長が定める日</u></p> <p>2 校長は、前項に規定するもののほか、教育上必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。</p>	入学定員	<u>120人</u>	総定員	<u>720人</u>	総学級数	18学級
入学定員	<u>105人</u>												
総定員	<u>630人</u>												
総学級数	18学級												
入学定員	<u>120人</u>												
総定員	<u>720人</u>												
総学級数	18学級												

年 度	総 定 員
平成24年度	705
平成25年度	690
平成26年度	675
平成27年度	660
平成28年度	645